

がん患者医療用補整具購入費助成のご案内

問 健康増進課 健康増進係 ☎ 025 - 784 - 3149

町では、がん治療に伴う外見の変化に対応する医療用ウィッグや乳房補整具の購入費用の一部を助成します。

助成内容 補整具の種類ごとに購入費用の2分の1（1,000円未満切り捨て）の金額を助成します。

※令和7年4月1日以降に購入した医療用補整具が助成対象になります。なお、助成回数は補整具の種類ごとに1回であり、過去に同じ種類で助成を受けた方は対象外になります。

対象用具	内容	助成額
医療用ウィッグ	がん治療に伴う脱毛に対応するため、一時的に着用する医療用ウィッグ（毛付き帽子、医療用帽子および装着時に皮膚を保護するネットを含む）	上限 25,000 円
乳房補整具	外科的治療等による乳房の形の変化を補整するための補整下着（下着とともに使用するパッドを含む）	上限 25,000 円
人工乳房等	人工乳房（乳房再建手術等によって体内に埋め込まれたものを除く）、人工乳頭	上限 50,000 円

申請方法 医療用補整具を購入した日から6か月以内に以下の必要書類を申請先（湯沢町健康増進課）へお持ちください。

1. 申請書（申請窓口か町ホームページで取得してください）
2. 診断名および治療方法（抗がん剤治療の場合は薬剤名）が確認できる書類（コピー）
3. 補整具の購入に係る領収書（コピー）
4. 商品カタログ（該当ページのコピー）
5. 振込先口座のわかるもの



申請書のダウンロード
およびその他詳細は町
ホームページをご確認
ください。

国民健康保険からのお知らせ

問 町民課 ☎ 025 - 784 - 3453

= 国民健康保険に関する届出を忘れずに =

異動が生じたら 14日以内 に届出してください

進学や就職、転入などで保険の種類が変わったときは、国民健康保険の加入、脱退の手続きをお願いします。

勤務先が代行して手続きをしてくれることはなく、自分か同一世帯の人による手続きが必要です。

	届出が必要なとき	必要なもの
社会保険等の 切り替え	・就職した（→社会保険等に加入した） ・家族を社会保険等の扶養にした	・湯沢町国保の資格確認書 ・社会保険等の資格確認書
	・退職した（→社会保険等を離脱した） ・家族を社会保険等の扶養から外した	・資格喪失連絡票
住所等の変更	・町外から転入してきたとき	・転出証明書
	・町外へ転出するとき	・湯沢町国保の資格確認書
	・就学のために転出するとき （※町の国保に加入します）	・湯沢町国保の資格確認書 ・在学証明書または学生証の写し
	・町外に住所のある学生が卒業などで 学生でなくなったとき	・湯沢町国保の資格確認書 （資格確認書に㊟と入っているもの）

すべての手続きにおいて、免許証、マイナンバーカードなどの**本人確認書類**も併せてご持参ください。



国保に関する届出が遅くなると…

<加入の場合>

- ・加入した月までさかのぼり、国保税が課税されます。
- ・保険証がない間、医療機関での支払は全額自己負担となります。

<脱退の場合>

- ・他の健康保険料と国保税を二重で負担することになります。
- ・他の健康保険に加入後、国保の保険証で医療機関を受診しますと、国保が負担した医療費を返納していただくことになります。